

財産処分納付に関する条件を付さずに承認するケースに係るQ&A

	Q	A
1	適用要件①の「施設の運営開始から10年以上経過」について具体的に教えてください。	自治体に提出した企業主導型保育事業に係る「認可外保育施設設置届」に記載された事業開始年月日から廃園日までの期間が、10年以上経過していることが必要です。
2	適用要件①の休止期間ですが、1年間保育施設を休園していますが、1年間がそのまま経過年数に含まれますか。	保育施設を休止している期間のうち、児童育成協会に「休止報告書」をご提出いただいている期間については、経過年数に含めることができる期間の上限が3か月となります。
3	適用要件②に「役目を終えた」との判断が必要とされていますが、その判断基準について教えてください。	設置事業者及び自治体において判断される事項となります。役目を終えたことがわかる経緯書や理由書等をご提出ください。また、自治体への確認等の要件がありますのでご注意ください。 なお、現在登園している児童については転園先を確保する等設置者としての責任を果たしていただく必要があります。

財産処分納付に関する条件を付さずに承認するケースに係るQ&A

	Q	A
4	適用要件③にて事業継続が困難な状況にあることが要件になっていますが、どの程度で事業継続が困難と判断されるのか教えてください。	法人（設置事業者）の財務状況が赤字である場合、又は原状回復に要する費用を負担することにより赤字となることが見込まれる場合に加え、黒字であっても債務超過の解消に長期間を要する等、法人の事業継続に重大な懸念が認められる場合を想定しています。 保育施設の財務状況を指すものではありませんので、ご注意ください。
5	適用要件④にて「自治体に相談し、施設の廃止について支障がないとの回答を得ている」とありますが、回答を得ていることをどのように証明したらよいですか。	自治体にチェックシートを提出し、「支障なし」の回答をいただく必要があります。
6	適用要件④について自治体に相談したところ、「条件付きで支障なし」との回答でした。財産処分納付に関する条件を付さずに承認するケースに該当しますか。	該当しません。自治体が付した条件を満たした上で、ご申請ください。

財産処分納付に関する条件を付さずに承認するケースに係るQ&A

	Q	A
7	適用要件⑤にて事業譲渡が不調に終わったことが要件となっていますが、具体的にはどのような状態が不調に終わったとみなせるのでしょうか。	①審査委員会で不承認となった場合等が該当します。なお、譲渡理由に合理性がない場合や審査基準を満たさない場合は不承認となりますが、「財産処分納付に関する条件を付さない」適用要件には該当しません。 ②譲渡先を一定期間探したが見つからなかったことを証する報告書をご提出ください。審査の上、承認又は不承認を決定いたします。
8	適用要件⑥にて確実に取壊し(又は原状回復)し、実施機関に報告することが求められていますが、取壊しなどを申請前に実施するというのでしょうか。	こども家庭庁の承認後に取壊し等を行ってください。賃貸借物件については、原状回復の上、明け渡しを行う必要があります。なお、整備費の助成を受けて建物の所有名義を取得している場合は、建物の取壊しが必要となります。
9	適用要件⑥にて確実に取壊し(又は原状回復)したことをどのように報告をすれば良いですか。	完了報告(別添様式2)、解体工事(内装撤去工事等を含む)の請負契約書や領収書、工事完了の調書、原状回復をした写真と自治体に提出した廃止届をご提出いただきます。完了報告受領後、協会職員が訪問し、原状回復をしたことを確認をさせていただきます。